

No. 1

制 度 名	地域支援事業	主管課名	観光戦略課 観光基盤G								
		問合せ先	029-301-3622								
目的・趣旨	市町村やいばらき観光キャンペーン推進協議会会員の行う観光宣伝事業を支援することで、本県への観光誘客促進を図る。										
〔対象団体〕 いばらき観光キャンペーン推進協議会（以下「協議会」という。）の会員である市町村や観光事業者、または協議会員を構成員に含む団体 〔対象事業〕 対象団体の行う以下要件を満たす事業。 (1) 地域固有の資源を活用して実施される事業 (2) 観光誘客又は観光宣伝を目的とする事業 (3) 新たに取組む事業又は既存事業を工夫・改善する事業 (4) 茨城県内で行われる事業 ただし、県内の誘客が強く促進される場合は県外で実施される事業も対象とする。 〔補助要件等〕 本県への観光誘客促進に資すると協議会会長が認める事業であること。 〔対象経費〕 事業実施に要する経費。 〔補助限度額等〕 <table border="1" data-bbox="304 1288 1026 1391"> <tr> <th>総事業費</th><th>上限額</th></tr> <tr> <td>30 万円以上</td><td>30 万円</td></tr> <tr> <td>100 万円以上</td><td>100 万円</td></tr> </table> 〔経費負担割合〕						総事業費	上限額	30 万円以上	30 万円	100 万円以上	100 万円
総事業費	上限額										
30 万円以上	30 万円										
100 万円以上	100 万円										
区 分		国	県	市町村	その他						
地域支援事業		—	10/10	—	—						
〔令和 7 年度当初予算額〕 令和 7 年 3 月末決定予定		〔令和 7 年度補助対象団体〕 令和 7 年 5 月以降決定予定									
〔備考〕 補助団体：いばらき観光キャンペーン推進協議会 ※上記の負担割合等は令和 7 年 3 月末のいばらき観光キャンペーン推進協議会第 2 回総会において正式決定予定。											